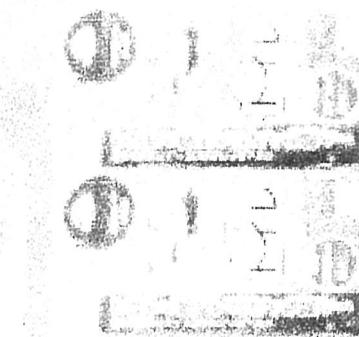


禁用禁出禁用禁出



三
角
巾

三
角
巾





平成27年5月21日

異議申立書

処分庁 小田原市長 加藤憲一 殿

住 所 神奈川県小田原市浜町3丁目6番5号

申立人 日本交通横浜株式会社小田原営業所

住 所 東京都江戸川区西葛西2丁目14番16号

上記代表者代表取締役 鈴木要

第1 異議申立てに係る処分

- 1 処分庁が平成27年3月24日付土第850号で申立人に対してした、駅前広場占用許可申請に対する不許可決定（以下「本件決定1」という。）
- 2 処分庁が年月日不詳で小田原報徳自動車株式会社に対してした、国府津駅広場営業用タクシー発着施設占用許可申請に対する許可決定（占用許可期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日）（以下「本件決定2」という。）
- 3 処分庁が年月日不詳で太陽自動車株式会社に対してした、国府津駅広場営業用タクシー発着施設占用許可申請に対する許可決定（占用許可期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日）（以下「本件決定3」という。）

第2 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成27年3月25日

第3 異議申立の趣旨

- 1 本件決定1ないし3をいずれも取り消す。

2 処分庁は、申立人に対し、国府津駅広場営業用タクシー発着施設のうち1台分について、平成27年4月1日ないし平成28年3月31日までの占用を許可する。との決定を求める。

第4 理由

1 国府津駅広場営業用タクシー発着施設（以下「本件施設」という。）の概要
本件施設は、国府津駅ロータリー東側にタクシー待機場所として設置されたものであり、3台のタクシーを収容することができる。

JR国府津駅は、南側にロータリーがあり当該部分は同駅の構内とされ、ロータリーには、本件施設の外に、3台分のタクシー駐車用のスペースが区画されている。同駅構内において運送営業を行うためには、同駅構内を管理する東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）から利用の承認を受ける必要があり（資料1），同社から駅構内における営業について承認を受け、かつ同社から交付された車両標識を貼付した車両のみが前記ロータリー内のタクシー待機場所を使用して運送営業をすることができるものとされている（資料2）。JR東日本から構内営業権を取得したタクシー会社は、小田原報徳自動車株式会社及び太陽自動車株式会社、申立人の外にもあり、これら各社が国府津駅においてタクシー利用客を乗せて運送する事業を営むことが可能となっている。

2 法令等の定め

（1）地方自治法

本件施設は地方自治法244条にいう「公の施設」にあたるところ、その設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないとされ（法244条の2第1項），また、設置者たる地方公共団体は、正当な理由がない限り住民による利用を拒んではならず、かつ、不当な差別的取り扱いをしてはならないとされている（法244条2項、3項）。

（2）小田原市駅前広場条例（以下「本件条例」という。）

本件条例は、公の施設たる小田原市駅前広場について、占用又は掘削をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬものとされ（4条）、許可期間については第6条第1号以外のものとして1年間とされている（6条2号）。

また、本件条例12条は、「占用者は、相続又は合併による場合のほか、占用等に関する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。」としている。

（3）小田原市駅前広場条例施行規則（本件規則）

本件施設の占用許可を得ようとする者は、規則所定の駅前広場占用、掘削許可申請書を処分庁に提出するものとされ（2条1項），処分庁は、その内容を審査のうえ、適當と認めるものについて駅前広場占用、掘削許可書を申請者に交付するものとされている（4条）。

また、本件施設の占用期間が満了し引き続いて占用する者は、当該期間満了日の1月前までに駅前広場占用、掘削許可申請書を提出する必要があるとされ（2条1項），また使用継続にあたっては前記申請書に添付すべき書類の一部を省略することができるものとされている（2条2項）。

3 事実経過

申立人は、平成27年2月24日付、小田原市長（以下「処分庁」という。）に対し、本件施設について本件規則に基づく申請をした（以下「本件申請」という。）。

処分庁は、平成27年3月24日付で、本件申請について「国府津駅広場営業用タクシー発着施設の占用については、平成26年度に許可を与えたタクシー事業者2社から小田原市駅前広場条例施行規則第2条第1項後段の規定に基づき当該駅広場における発着施設の設置台数である3台分の継続申請があり、既存の権利の承認としてこれを許可した」ことを理由として不許可とする旨の決定をし、これを申立人に通知した（本件処分1）。なお、上記タクシー事業者2社は、小田原報徳自動車株式会社及び太陽自動車株式会社である（以下両社をあわせて「申立て外2社」という）。

また、申立外2社は、小田原報徳自動車株式会社について、本件施設のうち2台分について、太陽自動車株式会社は同1台分について、それぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までを許可期間として小田原市長から占用許可を受けている（本件処分2及び本件処分3）。

なお、申立人は本件処分の通知を受けた時点で、本件第二処分があることを知った。

申立人は、平成25年4月1日から1年間の本件施設の占用を求めて許可申請をしたが、処分庁はこれを不許可とし、当該不許可処分に対する異議申立てに対し、処分庁は、平成25年10月4日付で「継続申請すなわち更新は、新たな権利の設定ではなく、既存の権利の承認としての性格を有するものである」ことから、「占用許可を受けてきた既存事業者による占用を継続させることができない特別な理由がない限り、その許可を取り消してまで、第三者に新たに占用許可を与える必要はない」として、これを棄却する旨の決定をした。

申立人は、翌平成26年度については、本件施設の占用許可申請をしていないが、これは、平成25年8月ころ、小田原市が本件施設とは別に新たな営業用タクシーフラフ着施設を国府津駅ロータリーに設置することを計画していることから、同所を使用することとするよう申立人らを説得し、同年9月にいったんは市においてその場所を確保しておきながら、平成26年11月27日に至って、初めて当該予定地が自治体によって指定された一時避難場所となっていることを告げて、前記計画を中断したという経緯があることによる。

4 本件決定の違法性

(1) 結論

本件決定は、処分庁に認められた裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものであって違法といわざるを得ない。

すなわち、以下に詳述するとおり、処分庁の採用した判断の枠組み自体が本件条例に違反している。

また、本件施設を占用しているのは申立外2社のみであって、3台を収容することができる本件施設を両社に独占的に占用をさせる必要がないばかりか、これにより、以下に述べるとおり住民の利便性を阻害する結果となっている外、申立外2社によるJR東日本と締結した契約に違反する状態を生じさせている。また、申立外2社のうち、発着施設2台分の占用許可を得ているのは小田原報徳自動車株式会社のみであるにも関わらず、太陽自動車株式会社が本件施設中2台分のスペースを利用するなど、許可を得た範囲を超えた占用をしている。このように、処分庁は、本件処分2及び本件処分3によって生じている弊害を何ら考慮することなくこれらの決定をしているのであって、本件処分1ないし3には、処分庁に認められた裁量権を逸脱した違法があることは明らかである。

(2) 処分庁による判断枠組みそのものの違法

ア 上記のとおり、処分庁は本件施設について平成26年度に許可を与えた申立外2社について、平成27年度についても既存の権利の承認として、継続して本件施設の占用許可をしたことを理由としている。

確かに、本件規則は本件施設の継続使用の場合について、継続使用に係る占用申請書の提出期限を定め、また、申請に係る添付書類の一部を省略できる旨の規定がある（本件規則2条）。

しかしながら、本件規則の上位規範である本件条例は、6条において、占用許可に係る期間を原則として1年と明確に規定しているのであって（同条1項2号）これを延長ないし更新する旨の規定は存在しない。そうすると、同一の占用者による占用許可期間終了後の占用許可は、既存の権利の承認などではなく、占用許可期間ごとに新たな占用権限を取得させるものである。

したがって、従前の占用者による占用許可期間終了後の新たな占用許可申請について、これを受理した処分庁は、何らの審査を経ることなく当然にその占用を許可するものではなく、本件規則4条により、「その内容を審査のうえ、適當と認めるもの」に限ってこれを許可することになるものというべきである。

この点において処分庁の判断には根本的な誤りがある。

イ もっともこの点、確かに駅前広場を、占用許可期間を超えて占用することを希望する者に対し、新たに占用許可を求める者と同一の基準でその占用許可申請を審査することとなれば、従前占用者の地位を一定程度不安定にすることにはなる。

しかしながら、従前から使用を承認してきた申立外2社が、他の同業者を排除して独占的に本件施設の使用を継続することが可能となる合理的理由は何ら存しない。また、処分庁が従前から本件施設を占用してきたタクシー会社のみに本件施設の独占的使用を認めることは、本件施設の利用について明らかに不合理な差別をするものというべきである。

ウ したがって、仮に本件施設の従前占用者に、当該占用許可期間経過後に新たな申請に対する許可決定について、一定の配慮をするとしても、本件規則4条にいう「適当と認めるもの」であるか否かを判断するにあたっての考慮要素となるにすぎず、当該申請を当然に許可することは、処分庁に与えられた裁量権を逸脱し、その濫用にあたるものというべきである。

(3) 住民の利便性低下

上記のとおり、本件施設が申立外2社によって独占的に利用されることにより、他のタクシー会社が国府津駅前においてタクシーの待機場所を確保することができず、申立外2社以外のタクシー会社が同駅における乗客のために国府津駅前にタクシーを待機させておくことができない事態になっている。

そのため、駅利用者にとって必要なタクシーの台数を確保することができず、タクシーを利用しようとする者が、その利用をあきらめる事態が生じている。

本件決定後に申立人が国府津駅前のタクシー待機状況を調査したところ、平成27年4月7日の1時間ほどの間にも、本件施設を含め、待機タクシーが1台もないなかつたことから、2組の利用客がタクシーの利用をあきらめて他の交通手段を利用するに至っている。また、本件施設内にタクシーが一台も待機していない

時間帯も相当長時間にわたって認められた。

上記調査と同時刻において、国府津駅以外の近隣の駅でタクシーを利用しようとする者が、待機タクシーの不在を理由としてその利用をあきらめるような事態は発生しておらず、国府津駅における申立外2社の処理能力は、その需要を超えていることは明らかである（資料3及び資料4）。

本来、本件施設はタクシー事業者の利益を図ることを目的としたものではなく、国府津駅前においてタクシーを利用しようとする者が、長時間のタクシー待ちをすることがないようにして住民のタクシー利用の利便性向上を図る公共的目的を有するものである。

しなしながら、住民の利便性の向上を目的としたはずの本件施設が、その占用許可を受けた者により適切に利用されていない、あるいは処分庁がその独占的使用を認めたために、かえって本件施設の本来の設置目的を阻害する利用状況となっているのであって、このような状態の発生を無視した本件処分1ないし3は、処分庁が考慮すべき重要な事項を考慮することなくしてなされた違法な処分といわざるを得ない。

(4) 申立外2社によるJR東日本との間の契約違反行為

上記のとおり、JR国府津駅構内において運送営業を営むことができる車両は、当該車両の所属する会社等において営業承認を受け、かつ、運送営業に用いる車両を特定する必要があり、当該車両を特定するために、JR東日本から送付されるステッカーを車両に貼付することになっている（当該車両を以下「承認車両」という）。しかしながら、申立外2社は、国府津駅構内のタクシー利用客が多く、承認車両のみでは対応できない場合に、同社に所属する承認車両以外の車両を国府津駅構内に進入させることによって対応することを余儀なくされている。このような契約違反がJR東日本に判明すれば、申立外2社は、JR東日本から営業承認の取り消しを受ける恐れがあり、その場合同社による本件施設の利用は意味をなさなくなる。

このように、国府津駅におけるタクシー需要は、申立外2社の処理能力を超えており、かかる事態は、同社に本件施設を独占的に占用させることによって発生していることは明らかであり、かかる事情を考慮することなくなされた本件処分1ないし3は処分庁の裁量権を逸脱し、その濫用があるというべきである。

(5) 申立外2社による条例違反の使用態様

さらに、条例12条は、占用許可を受けた者が、占用等に関する権利を他人に転貸してはならない旨規定するところ、小田原報徳自動車株式会社と太陽自動車株式会社は、本件施設について許可を受けた台数を超えて本件施設を占用している。処分庁はこの点について、本件施設は長時間タクシーを駐車させておく施設ではないことから、上記「転貸」にはあたらないとしているが、処分庁の見解を前提とすれば、許可を受けていない申立人らですら、申立外2社が本件施設の全部を占用していない限り、本件施設を利用できることになりかねず、上記処分庁の見解が不当であることは明白である。

(6) 小括

上記のとおり、申立外2社は、本件施設を適切に利用できていないばかりか、処分庁において本件施設を、利用客を処理する能力を有しない申立外2社に独占的に使用をさせていることにより、かえってタクシー利用者の利便性を阻害し、また、同社による契約違反行為を助長する結果を生じさせている。このような状況を放置しておくことが、本件規則4条にいう「適当なもの」といえないことは明らかであって、処分庁の判断に合理的な理由は何ら認められず、処分庁はその裁量権を濫用して、不当に申立外2社を優遇し、他の申請者を合理的な理由なく差別していることは明らかである。

(7) 申立人が占用許可を受けることの妥当性

ア 国府津駅におけるタクシー需要への対応能力の向上

申立人は、JR東日本から国府津駅における構内営業権の承認を受け、複数の承認車両（5両）を保有しているところ、本件施設の一角を利用することに

よって同駅における利用者の状況を常時確認し、申立人保有車両を適切に配車することにより、国府津駅におけるタクシー利用者の需要に対応する能力を向上させることができるのは明らかである。

なお、申立人は平成27年4月1日以降の本件施設の占用について同時に不許可決定を受けた他の2社と共同して、連携の上本件施設ないしその一部を占用する意思があり、これによって、本件施設を利用することができるタクシー事業者数を増やし、国府津駅におけるタクシー利用客の需要により的確に応える予定があることを付言しておく。

イ 災害時における適切な対応

申立人は、携帯トイレ、三角巾その他災害時の非常装備品を保有する各タクシーに備置しており（資料5）、申立人保有車両が本件施設に常駐することで、一時避難場所として利用される国府津駅ロータリー周辺の避難者に対し応急処置等を実施することができるのであって、災害発生時において有益な活動をなしうるものと考えられる。

5 本件処分2及び3に対する異議申立適格

本件処分2及び3は、申立人を名宛人とするものではない。しかしながら、本件施設の車両収容台数は3台であり、これらを申立外2社が独占的に占用していることから、本件処分1を取り消し、申立人が本件施設の占用許可（1台分）を受けるためには、本件施設について申立外2社が受けた占用許可のうち、1台分についての許可の取消しをすることが不可欠であることから、申立人は本件処分2及び3について、異議申立適格を有する。

6 まとめ

以上のとおり、本件処分は、単に本件施設を従前占用してきたこと（上記のとおり、それ自体はなんら保護に値する法的利益ではない。）を理由として、申立外2社による本件施設の独占的占用を認めた結果、申立人が占用可能な場所がなくなつたとして申立人の占用を認めなかつたとしたにすぎず、その判断手法そのものに誤

りがあるだけでなく、申立人に本件施設の占用を認めなかつたことによって本件施設の目的であるタクシー利用者の利便性向上がかえって果たせていない実体を無視し、申立外2社によるJR東日本との間の契約に違反する行為を助長し、申立人に本件施設の使用を許可した場合の住民の便益の向上を何ら考慮することなくなされたものであつて、処分庁の判断はその裁量権を逸脱したことは明らかであり、違法といわざるを得ない。

よつて、本件異議申立てにより、申立て趣旨記載の決定を求める。

第5 処分庁の教示の有無及びその内容

この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に小田原市長に対して異議申立てをすることができる。

第6 添付資料

- 1 資料1 構内営業承認約款
- 2 資料2 車両標識再交付願
- 3 資料3 同時間帯における国府津駅と近隣の駅の写真（平成27年4月7日）
- 4 資料4 同時間帯における国府津駅と近隣の駅の写真（平成27年4月20日）
- 5 資料5 非常時用装備品の写真

以上



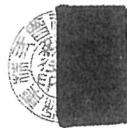
平成27年5月21日

異議申立書

処分庁 小田原市長 加藤憲一 殿

住 所 神奈川県小田原市中町3丁目1番6号

申立人 箱根観光自動車株式会社



住 所 神奈川県相模原市南区相模大野2丁目13番3号

上記代表者代表取締役 市川 隆弘

第1 異議申立てに係る処分

- 1 処分庁が平成27年3月24日付土第850号で申立人に対しました、駅前広場占用許可申請に対する不許可決定（以下「本件決定1」という。）
- 2 処分庁が年月日不詳で小田原報徳自動車株式会社に対しました、国府津駅広場営業用タクシー発着施設占用許可申請に対する許可決定（占用許可期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日）（以下「本件決定2」という。）
- 3 処分庁が年月日不詳で太陽自動車株式会社に対しました、国府津駅広場営業用タクシー発着施設占用許可申請に対する許可決定（占用許可期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日）（以下「本件決定3」という。）

第2 異議申立てに係る処分があつたことを知った年月日

平成27年3月25日

第3 異議申立の趣旨

- 1 本件決定1ないし3をいずれも取り消す。

2 処分庁は、申立人に対し、国府津駅広場営業用タクシー発着施設のうち1台分について、平成27年4月1日ないし平成28年3月31日までの占用を許可する。との決定を求める。

第4 理由

1 国府津駅広場営業用タクシー発着施設（以下「本件施設」という。）の概要
本件施設は、国府津駅ロータリー東側にタクシー待機場所として設置されたものであり、3台のタクシーを収容することができる。

JR国府津駅は、南側にロータリーがあり当該部分は同駅の構内とされ、ロータリーには、本件施設の外に、3台分のタクシー駐車用のスペースが区画されている。同駅構内において運送営業を行うためには、同駅構内を管理する東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）から利用の承認を受ける必要があり（資料1），同社から駅構内における営業について承認を受け、かつ同社から交付された車両標識を貼付した車両のみが前記ロータリー内のタクシー待機場所を使用して運送営業をすることができるものとされている（資料2）。JR東日本から構内営業権を取得したタクシー会社は、小田原報徳自動車株式会社及び太陽自動車株式会社、申立人の外にもあり、これら各社が国府津駅においてタクシー利用客を乗せて運送する事業を営むことが可能となっている。

2 法令等の定め

(1) 地方自治法

本件施設は地方自治法244条にいう「公の施設」にあたるところ、その設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないとされ（法244条の2第1項），また、設置者たる地方公共団体は、正当な理由がない限り住民による利用を拒んではならず、かつ、不当な差別的取り扱いをしてはならないとされている（法244条2項、3項）。

(2) 小田原市駅前広場条例（以下「本件条例」という。）

本件条例は、公の施設たる小田原市駅前広場について、占用又は掘削をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないものとされ（4条）、許可期間については第6条第1号以外のものとして1年間とされている（6条2号）。

また、本件条例12条は、「占用者は、相続又は合併による場合のほか、占用等に関する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。」としている。

（3）小田原市駅前広場条例施行規則（本件規則）

本件施設の占用許可を得ようとする者は、規則所定の駅前広場占用、掘削許可申請書を処分庁に提出するものとされ（2条1項），処分庁は、その内容を審査のうえ、適當と認めるものについて駅前広場占用、掘削許可書を申請者に交付するものとされている（4条）。

また、本件施設の占用期間が満了し引き続いて占用する者は、当該期間満了日の1月前までに駅前広場占用、掘削許可申請書を提出する必要があるとされ（2条1項），また使用継続にあたっては前記申請書に添付すべき書類の一部を省略することができるものとされている（2条2項）。

3 事実経過

申立人は、平成27年2月24日付、小田原市長（以下「処分庁」という。）に対し、本件施設について本件規則に基づく申請をした（以下「本件申請」という。）。

処分庁は、平成27年3月24日付で、本件申請について「国府津駅広場営業用タクシー発着施設の占用については、平成26年度に許可を与えたタクシー事業者2社から小田原市駅前広場条例施行規則第2条第1項後段の規定に基づき当該駅広場における発着施設の設置台数である3台分の継続申請があり、既存の権利の承認としてこれを許可した」ことを理由として不許可とする旨の決定をし、これを申立人に通知した（本件処分1）。なお、上記タクシー事業者2社は、小田原報徳自動車株式会社及び太陽自動車株式会社である（以下両社をあわせて「申立て外2社」という）。

また、申立外2社は、小田原報徳自動車株式会社について、本件施設のうち2台分について、太陽自動車株式会社は同1台分について、それぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までを許可期間として小田原市長から占用許可を受けている（本件処分2及び本件処分3）。

なお、申立人は本件処分の通知を受けた時点で、本件第二処分があることを知った。

申立人は、平成25年4月1日から1年間の本件施設の占用を求めて許可申請をしたが、処分庁はこれを不許可とし、当該不許可処分に対する異議申立てに対し、処分庁は、平成25年10月4日付で「継続申請すなわち更新は、新たな権利の設定ではなく、既存の権利の承認としての性格を有するものである」ことから、「占用許可を受けてきた既存事業者による占用を継続させることができない特別な理由がない限り、その許可を取り消してまで、第三者に新たに占用許可を与える必要はない」として、これを棄却する旨の決定をした。

申立人は、翌平成26年度については、本件施設の占用許可申請をしていないが、これは、平成25年8月ころ、小田原市が本件施設とは別に新たな営業用タクシーフラフ着施設を国府津駅ロータリーに設置することを計画していることから、同所を使用することとするよう申立人らを説得し、同年9月にいったんは市においてその場所を確保しておきながら、平成26年11月27日に至って、初めて当該予定地が自治体によって指定された一時避難場所となっていることを告げて、前記計画を中断したという経緯があることによる。

4 本件決定の違法性

(1) 結論

本件決定は、処分庁に認められた裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものであって違法といわざるを得ない。

すなわち、以下に詳述するとおり、処分庁の採用した判断の枠組み自体が本件条例に違反している。

また、本件施設を占用しているのは申立外2社のみであって、3台を収容することができる本件施設を両社に独占的に占用をさせる必要がないばかりか、これにより、以下に述べるとおり住民の利便性を阻害する結果となっている外、申立外2社によるJR東日本と締結した契約に違反する状態を生じさせている。また、申立外2社のうち、発着施設2台分の占用許可を得ているのは小田原報徳自動車株式会社のみであるにも関わらず、太陽自動車株式会社が本件施設中2台分のスペースを利用するなど、許可を得た範囲を超えた占用をしている。このように、処分庁は、本件処分2及び本件処分3によって生じている弊害を何ら考慮することなくこれらの決定をしているのであって、本件処分1ないし3には、処分庁に認められた裁量権を逸脱した違法があることは明らかである。

(2) 処分庁による判断枠組みそのものの違法

ア 上記のとおり、処分庁は本件施設について平成26年度に許可を与えた申立外2社について、平成27年度についても既存の権利の承認として、継続して本件施設の占用許可をしたことを理由としている。

確かに、本件規則は本件施設の継続使用の場合について、継続使用に係る占用申請書の提出期限を定め、また、申請に係る添付書類の一部を省略できる旨の規定がある（本件規則2条）。

しかしながら、本件規則の上位規範である本件条例は、6条において、占用許可に係る期間を原則として1年と明確に規定しているのであって（同条1項2号）これを延長ないし更新する旨の規定は存在しない。そうすると、同一の占用者による占用許可期間終了後の占用許可は、既存の権利の承認などではなく、占用許可期間ごとに新たな占用権限を取得させるものである。

したがって、従前の占用者による占用許可期間終了後の新たな占用許可申請について、これを受理した処分庁は、何らの審査を経ることなく当然にその占用を許可するものではなく、本件規則4条により、「その内容を審査のうえ、適当と認めるもの」に限ってこれを許可することになるものというべきである。

この点において処分庁の判断には根本的な誤りがある。

イ もっともこの点、確かに駅前広場を、占用許可期間を超えて占用することを希望する者に対し、新たに占用許可を求める者と同一の基準でその占用許可申請を審査することとなれば、従前占用者の地位を一定程度不安定にすることにはなる。

しかしながら、従前から使用を承認されてきた申立外2社が、他の同業者を排除して独占的に本件施設の使用を継続することが可能となる合理的理由は何ら存しない。また、処分庁が従前から本件施設を占用してきたタクシー会社のみに本件施設の独占的使用を認めることは、本件施設の利用について明らかに不合理な差別をするものというべきである。

ウ したがって、仮に本件施設の従前占用者に、当該占用許可期間経過後に新たな申請に対する許可決定について、一定の配慮をするとしても、本件規則4条にいう「適当と認めるもの」であるか否かを判断するにあたっての考慮要素となるにすぎず、当該申請を当然に許可することは、処分庁に与えられた裁量権を逸脱し、その濫用にあたるものというべきである。

(3) 住民の利便性低下

上記のとおり、本件施設が申立外2社によって独占的に利用されることにより、他のタクシー会社が国府津駅前においてタクシーの待機場所を確保することができず、申立外2社以外のタクシー会社が同駅における乗客のために国府津駅前にタクシーを待機させておくことができない事態になっている。

そのため、駅利用者にとって必要なタクシーの台数を確保することができず、タクシーを利用しようとする者が、その利用をあきらめる事態が生じている。

本件決定後に申立人が国府津駅前のタクシー待機状況を調査したところ、平成27年4月7日の1時間ほどの間にも、本件施設を含め、待機タクシーが1台もないなかつたことから、2組の利用客がタクシーの利用をあきらめて他の交通手段を利用するに至っている。また、本件施設内にタクシーが一台も待機していない

時間帯も相当長時間にわたって認められた。

上記調査と同時刻において、国府津駅以外の近隣の駅でタクシーを利用しようとする者が、待機タクシーの不在を理由としてその利用をあきらめるような事態は発生しておらず、国府津駅における申立外2社の処理能力は、その需要を超えていることは明らかである（資料3及び資料4）。

本来、本件施設はタクシー事業者の利益を図ることを目的としたものではなく、国府津駅前においてタクシーを利用しようとする者が、長時間のタクシー待ちをすることがないようにして住民のタクシー利用の利便性向上を図る公共的目的を有するものである。

しなしながら、住民の利便性の向上を目的としたはずの本件施設が、その占用許可を受けた者により適切に利用されていない、あるいは処分庁がその独占的使用を認めたために、かえって本件施設の本来の設置目的を阻害する利用状況となっているのであって、このような状態の発生を無視した本件処分1ないし3は、処分庁が考慮すべき重要な事項を考慮することなくしてなされた違法な処分といわざるを得ない。

(4) 申立外2社によるJR東日本との間の契約違反行為

上記のとおり、JR国府津駅構内において運送営業を営むことができる車両は、当該車両の所属する会社等において営業承認を受け、かつ、運送営業に用いる車両を特定する必要があり、当該車両を特定するために、JR東日本から送付されるステッカーを車両に貼付することになっている（当該車両を以下「承認車両」という）。しかしながら、申立外2社は、国府津駅構内のタクシー利用客が多く、承認車両のみでは対応できない場合に、同社に所属する承認車両以外の車両を国府津駅構内に進入させることによって対応することを余儀なくされている。このような契約違反がJR東日本に判明すれば、申立外2社は、JR東日本から営業承認の取り消しを受ける恐れがあり、その場合同社による本件施設の利用は意味をなさなくなる。

このように、国府津駅におけるタクシー需要は、申立外2社の処理能力を超えており、かかる事態は、同社に本件施設を独占的に占用させることによって発生していることは明らかであり、かかる事情を考慮することなくなされた本件処分1ないし3は処分庁の裁量権を逸脱し、その濫用があるというべきである。

(5) 申立外2社による条例違反の使用態様

さらに、条例12条は、占用許可を受けた者が、占用等に関する権利を他人に転貸してはならない旨規定するところ、小田原報徳自動車株式会社と太陽自動車株式会社は、本件施設について許可を受けた台数を超えて本件施設を占用している。処分庁はこの点について、本件施設は長時間タクシーを駐車させておく施設ではないことから、上記「転貸」にはあたらないとしているが、処分庁の見解を前提とすれば、許可を受けていない申立人らですら、申立外2社が本件施設の全部を占用していない限り、本件施設を利用できることになりかねず、上記処分庁の見解が不当であることは明白である。

(6) 小括

上記のとおり、申立外2社は、本件施設を適切に利用できていないばかりか、処分庁において本件施設を、利用客を処理する能力を有しない申立外2社に独占的に使用をさせていることにより、かえってタクシー利用者の利便性を阻害し、また、同社による契約違反行為を助長する結果を生じさせている。このような状況を放置しておくことが、本件規則4条にいう「適当なもの」といえないことは明らかであって、処分庁の判断に合理的な理由は何ら認められず、処分庁はその裁量権を濫用して、不当に申立外2社を優遇し、他の申請者を合理的な理由なく差別していることは明らかである。

(7) 申立人が占用許可を受けることの妥当性

ア 国府津駅におけるタクシー需要への対応能力の向上

申立人は、JR東日本から国府津駅における構内営業権の承認を受け、複数の承認車両（5両）を保有しているところ、本件施設の一角を利用することに

よって同駅における利用者の状況を常時確認し、申立人保有車両を適切に配車することにより、国府津駅におけるタクシー利用者の需要に対応する能力を向上させることができるのは明らかである。

なお、申立人は平成27年4月1日以降の本件施設の占用について同時に不許可決定を受けた他の2社と共同して、連携の上本件施設ないしその一部を占用する意思があり、これによって、本件施設を利用することができるタクシー事業者数を増やし、国府津駅におけるタクシー利用客の需要により的確に応える予定があることを付言しておく。

イ 災害時における適切な対応

(ア) 現在、タクシーの無線方式は、IP無線方式、デジタル無線方式等複数の規格が存在する。申立人はこのうちデジタル無線方式を採用し、申立外2社は、いずれもIP無線方式を採用している。両者の大きな相違は、各保有車両から会社の有する無線基地局への連絡の可否にあり、デジタル無線方式はタクシーから無線基地局へ直接音声連絡をすることが可能であるが、IP無線方式は、車両から基地局への音声通信をコストとの関係で遮断しており、これができない仕様となっている。

現在、国では災害時情報共有システム（Lアラート）の普及促進が進められている（資料5）。24時間走行し、無線通信が可能なタクシーは、災害情報の収集に有効とされており、そのためにはタクシーから基地局への音声情報の発信が不可欠であるところ、本件施設に申立人の保有車両を待機させておくことにより、国府津駅周辺の災害情報を迅速に収集することが可能となるのに対し、申立外2社の車両はこのような災害情報収集手段となり得ない。本件施設のある国府津駅周辺は、同駅周辺の自治会が一時避難場所に指定していることから、災害状況や住民の避難状況を迅速に伝達するために、申立人に本件施設の使用を許可し、申立人保有車両を本件施設に常駐しておくことが災害発生時において有益であるものと考えられる。

(イ) さらに申立人は、携帯トイレ、三角巾その他災害時の非常装備品を保有する各タクシーに備置しており（資料6），申立人保有車両が本件施設に常駐することで、一時避難場所として利用される国府津駅ロータリー周辺の避難者に対し応急処置等を実施することができるのであって、災害発生時において有益な活動をなしうるものと考えられる。

5 本件処分2及び3に対する異議申立適格

本件処分2及び3は、申立人を名宛人とするものではない。しかしながら、本件施設の車両収容台数は3台であり、これらを申立外2社が独占的に占用していることから、本件処分1を取り消し、申立人が本件施設の占用許可（1台分）を受けるためには、本件施設について申立外2社が受けた占用許可のうち、1台分についての許可の取消しをすることが不可欠であることから、申立人は本件処分2及び3について、異議申立適格を有する。

6 まとめ

以上のとおり、本件処分は、単に本件施設を従前占用してきたこと（上記のとおり、それ自体はなんら保護に値する法的利益ではない。）を理由として、申立外2社による本件施設の独占的占用を認めた結果、申立人が占用可能な場所がなくなつたとして申立人の占用を認めなかつたとしたにすぎず、その判断手法そのものに誤りがあるだけでなく、申立人に本件施設の占用を認めなかつたことによって本件施設の目的であるタクシー利用者の利便性向上がかえって果たせていない実体を無視し、申立外2社によるJR東日本との間の契約に違反する行為を助長し、申立人に本件施設の使用を許可した場合の住民の便益の向上を何ら考慮することなくなされたものであって、処分庁の判断はその裁量権を逸脱したことは明らかであり、違法といわざるを得ない。

よって、本件異議申立てにより、申立て趣旨記載の決定を求める。

第5 処分庁の教示の有無及びその内容

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に小田原市長に対して異議申立てをすることができる。

第6 添付資料

- 1 資料1 構内営業承認約款
- 2 資料2 車両標識再交付願
- 3 資料3 同時間帯における国府津駅と近隣の駅の写真（平成27年4月7日）
- 4 資料4 同時間帯における国府津駅と近隣の駅の写真（平成27年4月20日）
- 5 資料5 新聞記事（東京交通新聞平成27年5月4日発行分の抜粋）
- 6 資料6 非常時用装備品の写真

以上